

## 第6回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会 議 名	第6回 八王子市男女共同参画推進審議会	
日 時	令和6年(2024年)2月9日(金) 午後6時 30 分から午後8時 28 分	
場 所	八王子市生涯学習センター 10 階 第2学習室	
出席者氏名	委 員	八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、木村恵子委員、久保田鉄平委員、野村みゆき委員、前田奈緒美委員
	説 明 者	—
	事 務 局	富澤知恵子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、瀧澤里佳子男女共同参画課主査、三木寛之男女共同参画課主任、岩瀬弘明男女共同参画課主任、小峰明美男女共同参画課主任 加藤優花男女共同参画課一般職員
	そ の 他 市側出席者	—
欠 席 者 氏 名	荒木紀行委員、清水栄委員	
議 題	1. 開会 2. 議事 (1)第5回八王子市男女共同参画推進審議会会議録について (2)答申について (3)男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)素案に対するパブリックコメントの実施結果について (4)男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)原案について 3. その他 4. 閉会	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	—	
傍 聴 人 の 数	8 名	
配 付 資 料 名	資料1:次第 資料2:第5回八王子市男女共同参画推進審議会会議録 資料3:答申書 資料4:男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)素案に対するパブリックコメントの実施結果 資料5:男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)原案	
議 事 内 容	次ページ以降のとおり	

## 【議事内容】

### 1.開会

- 八木橋会長 ・ 第6回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。  
・ 男女共同参画課長より挨拶をお願いする。

(男女共同参画課長あいさつ)

- 八木橋会長 ・ 事務局から本日の配布資料の説明をお願いする。  
(事務局説明)

- 八木橋会長 ・ 本日は、午後8時 30 分までの開催となる。  
・ 本審議会に諮問された「推進計画の策定に関すること」について、これまで審議を重ね、令和5年(2023年)10月27日付で、市長宛に答申を提出した。  
・ また、当審議会の意見を踏まえた「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」素案については、昨年(2022年)の12月1日から今年(2023年)の1月5日までの間で、パブリックコメント手続が実施された。  
・ 本日は、パブリックコメント手続を経て、市民から寄せられた意見やそれに対する市の考え、並びに、それを踏まえた「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」原案の内容を確認し、意見を伺いたい。  
・ 続いて、出席人数、会議の成立について確認する。  
・ 本審議会は、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第2項で「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とある。  
・ 本審議会は8名の委員により構成し、本日は、荒木委員、清水委員より欠席の連絡をいただいている。したがって、6名の出席があるので、本審議会は成立している。  
・ 次に、同条例 施行規則第4条第4項で「審議会は、これを公開する。ただし、審議会が公開することが適当でないとき、この限りでない。」となっている。  
・ 本日の審議会は「公開」でよいか。

(異議なし)

- 八木橋会長 ・ 本日の審議会は、「公開」とする。  
・ 傍聴者の入室を現時点より認める。本日、傍聴希望者いるか。

(傍聴者あり)

(傍聴者入室)

### 2. 議事

- 八木橋会長 ・ 次第2「議事」に入る。  
・ 本審議会に諮問された「推進計画の策定に関すること」について、第5回審議会での意見の内容は、配布資料2の「会議録」とおりである。  
・ また、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」素案を策定するにあたり、第5回審議会までの審議内容をまとめ、令和5年(2023年)10月27日付で、市長に答申した内容は、配布資料3のとおりである。  
・ 次に、配布資料4「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」素案に対するパブリックコメントの実施結果、並びに、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」原案について、事務局から説明をお願いする。

- 事務局 ・ 資料4、資料5については、本日の審議会資料として取りまとめたもので、現時点での案になる。

- ・また、資料4については、パブリックコメントの意見の趣旨が同様の場合には一つにまとめてある。
- ・また、同じ趣旨の意見が数か所記載されているが、意見の中でプランの頁等が指定されている場合、各項目に再掲している。
- ・本日、委員の意見を踏まえパブリックコメントへの市の考え、第4次プランを確定する。今回、パブリックコメントは3団体を含む33件、129項目という多くのご意見をいただいた。その中から抜粋して説明する。  
～資料4及び該当する資料5を説明～

八木橋会長

- ・事務局から、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」素案に対するパブリックコメントを実施した結果の意見の内容と市の考え、並びに、それを踏まえた「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」原案について、説明があった。
- ・意見の内容などについて皆様から意見をお願いする。
- ・意見は項目ごとにいただく。まずは、「計画の理念と目標」についてだが、1件の意見をいただいている。
- ・ここでは男女平等、ジェンダー平等の言葉を入れてほしいというものである。これは条例制定段階から今なお男女共同参画が十分に行われているとは言えない現状を踏まえ、ステップを踏んでいくという立場で条例が制定されている。ここについて意見を伺う。

木村委員

- ・意見には「今さらの目標」「古くさい」というものがあった。男女共同参画推進条例では、長年にわたり男女共同参画に向けて努力してきたが、未だに、固定的な役割分担意識などの多くの課題が残されているので、基本に立ち返りそこに手を入れていくと理解している。
- ・第4次プランは条例の趣旨、方向性を踏まえたものであり、今までのプランより格好よく、高度なものを押し重ねていくというのではなく、今一度本質に立ち戻って、まだまだ残っている課題に取り組み、市民に呼び掛ける形で一緒に取り組んでいこうという趣旨で第4次プランは作られ、これは本質的で、地に足が付いたものである。
- ・ただ、この意見にある「男女平等」と言う部分だが、「平等」と「参画」は違う概念であり、目指すべきは平等かもしれないが、男女が共に参画するという点においての歪み、遅れているということに取り組もうとしているわけだが、私としては、国も男女共同参画を掲げ25年になるが、ジェンダーギャップ指数(GGI)においては第3次プランが策定された2018年と今回の値を比較すると、教育部門を除いて日本はジェンダー指数が低下している。つまり25年間国をあげて行っているにも関わらず推進されていない。これは八王子でもそうなのだろうと思う。
- ・社会情勢の見通しだとこの第4次プランは8年の視野をもち作成されているものだが、8年後の日本を想定すると、経済分野では税制、年収の壁が取り除かれるだろう。
- ・企業においては採用時に男女が問題にされるのではなく、企業が求めるのは男性女性に限らず優秀な人材が欲しいということであろう。
- ・また、司法の分野では、先日、性転換なしで性別変更が認められるという判決が出た。また、男女という括りでは言えないという方も出てくる。
- ・SDGs の面から多様性が広がっていくという社会の動きを考えると、もう後戻りはしないとと思う。つまり社会は変わらざるを得なく、意見に「意識啓発は高見から」ともあるが、本当の意味で意識を変えていくことは難しいと思うが、社会の変化は押し寄せてくる。
- ・男性女性と言っていられない社会というか、あまりそういうことを言わなくなる。そして「まだそういうことを言っているのか」、と言った圧力が生じて社会が動いていくのではないだろうか。

- ・ そうなると男女が混じって参画していけば、そこに差が生じるのはおかしいので、平等という概念が唱えられるようになると思う。
  - ・ 申しあげたいことは、第4次プランの位置づけだが、私たちは、狭いというか、古いというか、未だ男女がどうだ、ということにこだわっている。ただ、これが今もまだ残っているのだから、これを無くそうということである。
  - ・ 狭い意味での男女がどうだ、ということではないというメッセージを出したいと思う。未だ25年変わらない男女共同参画というより、目指しているところは男女に関係ないような誰でもというところであるという気持ちをプランで出したいと、1番目の意見を読み思った。
  - ・ それにはこの意見にある「平等」というターンを上手に入れられたら、第4次プランがもっと視野の広いものになるだろう。
- 八木橋会長
- ・ 現段階で男女共同参画が十分に達成できている状況にないということに主眼があったが、それを言うだけではなく、もう少し中長期的な視座に立った記述、そのような背景があって男女共同参画と言っているということが伝わるような書き方かどうかという意見であった。
  - ・ これまでもこのような意見をたくさんいただいていた経緯もあり、必ずしも男女共同参画にしがみ付いているわけでは決してなく、その先につながるような意識の変化、それがこの段階でできていけば次につながっていくという我々の視座があるので、この件は検討いただければと考える。
- 八木橋会長  
(なし)
- 八木橋会長
- ・ 次には2つ目の項目、「計画策定の背景」、番号は2番から4番について意見を伺う。
- (なし)
- 八木橋会長
- ・ 次に、3つ目の項目、「計画の特徴」、番号は5番から10番について意見を伺う。
  - ・ 先ほど「しよう」「なくそう」の表記について説明があった。
  - ・ この審議会で多くの市民の皆様が目にするものであるから、このような表記にしたわけであるが、この点を含め計画の特徴について意見を願う。
- (なし)
- 木村委員
- ・ 基本的なこととして、パブリックコメントの手続きだが、意見に対し市は返答をするのか。
- 男女共同参画  
課長
- ・ ご意見に対して市の考えを示したものをホームページで公表する。
- 木村委員
- ・ 意見を踏まえ、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)(素案)」を修正し、プランを変更することは行われるのか。
- 男女共同参画  
課長
- ・ 例えば10番のご意見に対し、原案の19頁の「体系図」で、素案の段階では一番右の欄はなかったが、意見を踏まえ追加している。
- 八木橋会長
- ・ 次に、4つ目の項目、「体系図」、番号は11番から19番について意見を伺う。
  - ・ 丁寧な回答をしているという印象だが、意見はあるか。
- 野村委員
- ・ 体系図に条例の基本理念との関わりがわかるように追記したとのことだが、条例が掲載されていないと基本理念とは何かわからないと思う。
- 事務局
- ・ 資料編の69頁から掲載している。
- 木村委員
- ・ 完成版もこれと同様の綴じになるのか。
- 男女共同参画  
課長
- ・ そうである。
- 齊藤副会長
- ・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツを重点的に取り組む部分へ取り入れた方が良いという意見が多かった。
  - ・ 体系図ではその言葉は記載しないのか。ここから条例第3条第5号のことが読み取り難いと思

- う。
- 八木橋会長 ・ 体系図からリプロダクティブ・ヘルス/ライツが、どの部分に関連しているか見えずらいということか。
- 男女共同参画  
課長 ・ この体系図で見える方が良いということか。
- 齊藤副会長 ・ プランに重点的に入っていないということに、市では番号33、39に入っているが、それを中心に基本理念として挙げているのであれば、体系図に入ると分かりやすい。
- 八木橋会長 ・ この言葉自体あまり浸透していないのが現状だと思う。中学生、高校生、大学生には知っておいてほしい言葉である。
- 八木橋会長 ・ この言葉を認識していない学生は多い。コラムを増やすことができれば、コラム形式で分かりやすく示すのも一つだと思う。
- 木村委員 ・ 副会長の言われることは尤もだと思うが、体系図の中にどう取り込むか。重点目標3の中の3-3にするくらい大きな概念になる。
- 八木橋会長 ・ 意見にも「具体的に」とある。具体的に記載すると締まりがなくなってしまうので、ある程度抽象性をもたせるなど、表記はとても難しい。この言葉は一つの大きなキーワードで、意識してもらいたいことではあるので、体系図のどこに位置づけられるか検討していただきたい。
- 八木橋会長 ・ 次に、「指標の一覧」、番号20から24について意見を伺う。
- 八木橋会長 ・ それでは、23番だが、「市の考え(案)」の第2段落で「男女共同参画条例を知ってもらうことよりも、男女共同参画について知ってもらい、男女共同参画が進んでいくことの方が重要であるため、追記はしません。」とあるが、確かに条例を知らなくても実を伴えばよいという面もあるが、この書き方は工夫があった方がよい。
- 野村委員 ・ この部分はなくても良い。むしろ、条例は知ってもらわないとならない。
- 木村委員 ・ 「知ってもらうことよりも」の部分である。
- 八木橋会長 ・ 次に、「重点目標1(枝番含む)」、番号25から35について意見を伺う。
- 八木橋会長 ・ 事務局から何かあるか。
- 男女共同参画  
課長 ・ 「行政が推進力」について市民の方が見たときに何を言っているのかわかりにくいという意見をいただいている。
- 八木橋会長 ・ 「行政が推進力」は、行政が率先して、範を示すというか、波及効果の起点となるんだという強い意志の現われ、しかも体言止めであるため、個人的には非常にダイナミズムを感じる表現だと思っていた。これは他の表現に比べ、ポップな感じ、浮いている感じがするのかもしれない。
- 男女共同参画  
課長 ・ 第4次プラン原案の18頁の「4. 計画の特徴」の中で「行政が率先して取り組むことが市全体の推進力となることから、行政での取組も強化していきます。」と言い、取組で「行政が推進力」と記載し、作り手側からはつながってはいるが、見る側からはわかりにくいのだろうか。
- 野村委員 ・ 「行政が推進力」は日本語ではないからわからないのかもしれない。
- 木村委員 ・ くだけた言い方にしたいのであれば、「行政が率先して取り組む」ということか。
- 野村委員 ・ そう書けばわかりやすい。
- 男女共同参画  
課長 ・ 週休2日制のように行政が「率先して取り組むこと」で中小企業を含め社会が変わっていくということである。
- 八木橋会長 ・ 久保田委員は「行政が推進力」という言葉に違和感はあるか。
- 久保田委員 ・ 違和感はない。
- 八木橋会長 ・ 最近の日本語では結構あるので、違和感がない人はいると思った。
- 八木橋会長 ・ このプランは様々な方に訴えるもの。この表現の方がキャッチーな感じはするが、皆さんに伝わ

る表現は必要だとも思う。

- ・ただ、文章にして皆様に意味は伝わっても、心に引っかからず流れてしまうことにもなるので、キャッチーにしたい。そのための体言止めだったということだと思う。

木村委員

- ・「行政が率先・推進」ならここに入るかもしれない。

八木橋会長

- ・表現は検討願う。

八木橋会長

- ・次に、「重点目標2(枝番含む)」、番号36から49について意見を伺う。
- ・36番で「アンコンシャス・バイアス」に関し意見がある。「アンコンシャス・バイアス」は意識の問題だが、これに関し少し違和感を覚えているという意見が複数寄せられていた。個人へのアプローチだけでなく組織の制度・慣行を変えていく、そのためには意識啓発が必要である。そして、「意識啓発」にも意見があった。
- ・「アンコンシャス・バイアス」の問題は、制度や慣行ではない場面でもいろいろある。
- ・それから意識を変えないとなぜ制度を変えないといけないかが理解できなかつたり、あるいは意識を変えないと制度や慣行を変えることに反対するという事もある。
- ・「アンコンシャス・バイアス」の問題は根本的だとは思いますが、あまりにも根本的過ぎるのでどのくらい実効性があるのかという点と、カタカナということでも少し目立っている。

木村委員

- ・自分が「アンコンシャス・バイアス」を持っていることに、まず気が付きましようということから始まる。
- ・人間は結構、こういうことを認めたくないから、「アンコンシャス・バイアス」になってしまう。それを冷静に、自分も差別意識をもっているということを思えるかどうか、最初だと思う。
- ・そもそも私はそういうものを持ってないと思っている人には、啓発がなかなか行き届かない。「アンコンシャス・バイアス」があることに気づいてもらうことはとても大事なことである。

野村委員

- ・私も始めは、とても違和感があった。正直、この言葉は知らなかった。この分野は以前から特殊な言葉が多いと思っており、気になっていた。

齊藤副会長

- ・無意識に思い込んでいて、私は絶対に差別しないと思っている人は自分も含め多いと思う。このことに気づくことが大切で、これは地道にやり続けるしかない。
- ・プラン原案の4頁のコラムにも掲載してあり、話はそれるが、ここの真ん中辺りに「皆さんわかりましたでしょうか。特殊な想定はせずにシンプルに考えてみてください。正解は」とあるが、「正解は」は適切でないと思う。
- ・「正解」はたくさんあると思う。そしてその中の一つがドクター・スミスは母親だったということ。
- ・そこで「あっ」と気づく人がたくさんいる。自分はドクター・スミスは男性だと思い込んでいたと気がつく。
- ・しかし、同性でパートナーになっている方、いろいろなことが答えとして考えられると思う。
- ・「正解は」ではなく、「例えば、ドクター・スミスは息子の母親と考えてはどうでしょうか。」などの伝え方にした方が、受け取る側は「そうだな」と思ってもらえる。
- ・「アンコンシャス・バイアス」という言葉を使うのであれば、正確に伝わるようにした方がよい。

木村委員

- ・このコラムのアンコンシャス・バイアスで言いたいことは、父親と聞けば男性と思うということなのか。

齊藤副会長

- ・外科医は「男性」と思い込んだり、伏線として、「仕事では常に冷静沈着で、大胆かつ慎重」という言葉もついてくる。

八木橋会長

- ・正解は唯一ではなく、他の選択肢があるのではないかと考えることがとても重要であるので、「正解は」は修正した方がよい。
- ・想定していると出てくる言葉というのがあり、これも無意識にバイアスがかかったものになる。

- ・先ほども言ったが、意識を変えることよりも、制度や慣行を変える方が良いという意見があることはわかるが、意識を変えないとなぜそれを変えるのかという意義が見出せない可能性もあるので、この意識の部分は大事にした方が良く個人的には思う。
  - ・細かい文言になり恐縮だが、「啓発」についての39番だが、「上から目線に見える」という指摘をいただいている、修正することとなっている。これはすべてを修正することとなるのか。
- 男女共同参画  
課長
- ・「概要」の部分で修正をするが、「主な取組」等の部分はどのような取組かわかるよう「意識啓発」は残している。
- 八木橋会長
- ・必ずしも意識啓発は上から目線ではない。
  - ・たまたま今日、電車で話していた若い方が最近あった芸人さんの性の問題について、ニュース等で聞いていると「すごく意識啓発になるよね」と言っていた。
  - ・それは誰から誰への上から目線になるかという、これはならないと思う。つまりフラットな使用方法も当然あることである。
- 八木橋会長
- ・次に、「重点目標3(枝番含む)」、番号50から101について意見を伺う。
- 野村委員
- ・51番の「市の考え(案)」の2段落目で「加害者自身へのアプローチは専門的な知識が必須であることから、今後の取組は、慎重に進めなければならないと考えています。」とあるが、これはどのような意味での記載なのか。
- 男女共同参画  
課長
- ・取り組むかどうかを含めて検討が必要ということである。
  - ・実際に加害者へのアプローチをするかは難しい面があり、実施できるかどうかも含めて慎重に検討する必要がある。
  - ・現在、行うべきかを詰め切れていないため、プランには記載していない。
- 野村委員
- ・今後の検討課題ということか。
- 男女共同参画  
課長
- ・加害者へのアプローチは被害者、加害者双方の理解がないと進められないとか、加害者へのアプローチをしても続かない、取組として成り立っていないこともあるようである。
  - ・被害者がなぜ逃げていなくてはならないのかという声も聞かなかで、加害者にアプローチできることが一番だとは思いますが、実際に取り組むとなると課題が多いので、今後、調査研究していきたい。
- 木村委員
- ・臨床の現場にいたのでこれが難しいということはわかる。
  - ・加害者は自分が酷いことをしているという意識がないから行うのであって、人間は酷いことをしていると思えばしない。
  - ・酷いことをされている人が傷つき、苦しんでいることを共感できないわけである。
  - ・自分はその人のためを思ってやってあげているのに、何でわからないのかと思いついて行っている。
  - ・したがって、自分が悪いことを行っているという意識は毛頭ない。なので、加害者側が自主的に「私、暴力を行ってしまうのだが」という相談に来ることはない。
  - ・心理的な相談は悩んでいる人が来て「どうしたらよいか」という相談に乗り、そこから始まるものである。
  - ・思ってもいない人にこちらから手を伸ばすことは難しい。人権問題にもなる。唯一、出来ることはDV防止法の禁止事項に基づき措置が決まって、警察が加害者側にアプローチしてそこで相談先等を促すことで支援を受けることはある。
  - ・これは専門的な知識が必要だから慎重にというよりも、専門的以前に、その加害者側は何も悩んではいないので、ここは行っていきますというスタンスでの記載は難しいと思う。
  - ・これは警察や裁判所などの司法的な機関がいざなっていく感じである。
- 野村委員
- ・これは加害者自身への対応をしてほしいという内容ではないと思う。

- 齊藤副会長 ・ 当人にアプローチするのではなく、仕組みを作っていく、市も仕組みの一つとして、集まってワークをするなどの場を作してほしいということだと思う。
- 木村委員 ・ どういうふうにするのか。
- 齊藤副会長 ・ 新聞報道等では、加害者の内面に向き合った支援もあるようだ。
- 野村委員 ・ このような情報を持っておくとか、加害者の心理的なものとはどういうものを理解することかと思った。
- 八木橋会長 ・ DV を防止するための意識啓発が取組に記載されているので、何かの拍子に誰もが加害者になる可能性はあると思うが、それを予防するような意識啓発からスタートし、実際に加害してしまった人の内面にどのように寄り添って、伴走していくかという段階があると思う。
- ・ 慎重に進めなければいけないことは確かにそうだと思うが、なかなか難しいことである。行政として予防的なことでできることはあるかもしれないので、検討して進めていくことになるのかと思う。
- 木村委員 ・ DV は些細な夫婦喧嘩で殴ってしまったというものではない。だからこそ DV というものは難しいと思う。
- 八木橋会長 ・ 74番で「性教育としっかり明記して学校での性教育を推進してほしい」という意見がある。
- ・ 市では包含的に学ぶ必要があるということで「生命(いのち)の安全教育」というふうになっているとのことである。
- ・ 性教育というと皆様の中で認識が共有された言葉だと思う。一方で「生命(いのち)の安全教育」はなかなかピンとこない方もいると思う。これに関する説明はあったか。
- 男女共同参画課長 ・ 「生命(いのち)の安全教育」とはどういうものかという説明はない。
- 八木橋会長 ・ どういうことを行うのか、少し具体的にイメージできると良い。
- 前田委員 ・ 小学校で指導する「生命(いのち)の安全教育」と、中学校、高校でそれぞれ違う発達段階ごとの内容になっているので、例として掲載されていると分かりやすいと思う。
- 齊藤副会長 ・ 78番の「困難を抱える女性への支援の相談メニューを具体的に。」への市の考え(案)では「具体的な取組については、その時の状況に応じて情報収集も行いながら、施策展開を検討し予算化するため、計画において具体的なメニューは記載しません。」というのは、これを積み上げて予算化していくということか。
- 男女共同参画課長 ・ その時々状況により事業を構築し予算化していくため、プランに具体的なことを記載することが難しいということである。
- 齊藤副会長 ・ ある程度蓄積してということか。「予算化して」という部分がわかりにくかった。
- ・ 「予算化して」ということは、市の事業としてどういうことをやりますと決めるということか。
- 男女共同参画課 ・ 単年度で予算化して事業を実施しているなか、このプラン上では具体的なメニューまでは記載できないということである。
- ・ プランに具体的に記載すると、記載した事業をすることが目的になってしまう恐れがあるため、大きな形での記載としている。
- 野村委員 ・ このプランは全体的に具体的な取組は記載していない。
- ・ 後で全体的なことで発言しようと思っていたことだが、具体性がないのでそうとられても仕方がないと思う。
- ・ プランは、記載してあるから実施しなくてはならないとか、記載してあったものがなくなったらどうしようということではないと思う。
- ・ やらなければならないことはやらなければならないので、少しこの表現は変えた方が良い。



- ・ 予算もつけていかなければいけないことなので、そういう姿勢が書けるような表現にした方がいいのではないか。
- 八木橋会長
- ・ 予算化というと機動力がなさそうな感じがしてしまうと思う。これも検討していただきたいと思う。
- 木村委員
- ・ 困難女性への対応は市全体で包括的な相談支援体制で取り組んでいくとのことだが、昨年、都内の女性自立支援施設を見学する機会があり、その内容を報告する。
  - ・ 見学当日の在籍は23名、年齢は20歳から63歳の方であった。平均の在籍数は2年9か月で、長い方は8年を超えている。
  - ・ ここは連携体制が非常に整っており、行政機関では女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、保健所、男女共同参画課などが密接につながっていた。
  - ・ そして民間団体との連携協力もされており、地域の協力体制もしっかりできていた。例えば、作業所、女性支援グループとのつながり、様々な方々の助力、支援を受け活発に行われていた。
  - ・ それから医療機関との連携も充実しており、嘱託医として内科医が1名、精神科医が2名、職員体制は20名のうち1名が看護師、心理の専門が3名であった。他の同じような自立施設との連携も盛んに行っており、酷い状態にいる人が警察に行った、あるいはどこに行ったとなれば、すぐに体制を組み、対象者を手当して、心身ともにズタズタなわけだから休んで、しばらくケアをし、少しずつ生きて行く力ができてきたところで作業療法を始めたか、働きたいと言っている人へはハローワークに付き添い仕事を見つけてきたりという体制がすぐに整う状態であった。
  - ・ このような施設が女性支援として必要だということが見学してわかった。
  - ・ ただ、三多摩地域は都心と人口の違い、緊急案件がどのくらいあるか把握できてはいないが、仮に、この規模での経営が難しいのであれば、近隣市と連携し、女性の悲劇的な状況に対応していく体制をつくることも良いと思ったので、報告した。
- 八木橋会長
- ・ 関係する部署や機関が切れ目なく連携することは重要なことであり、参考になると思う。
  - ・ 残り時間も少なくなっているので、次に、「全体」「その他」、番号102以降について意見を伺う。
- (なし)
- 八木橋会長
- ・ それでは、全体を通して再度意見を伺う。
  - ・ パブリックコメントでは大変しっかりとした意見が多く、これは本当にありがたいことだと思う。これまでここで議論してきたことと方向性の違う意見もあるが、市民の皆様にとってこのプランがどう見えているのか、感じているのかを知ることができた。
- 木村委員
- ・ 105番の「行政が推進力」だが、ここに記載のとおり、行政がお手本を示したということよりも、それをどのように一般の企業等にお手本として取り組んでもらうのだろうか。
- 八木橋会長
- ・ 市が率先して取り組み、その成果をお見せするが、それが波及につながるわけではなく、そこはまずは乗り越えなければいけないステップがあると思う。
  - ・ 今回は企業、事業者に対してのものになるが、市と事業者間の信頼関係であるとか、日頃から密にやり取りしているかとか、その関係性の中で波及できたものが、企業から他の企業へと流れていくものだと思う。
  - ・ 波及は言葉ではシンプルに書かれているが、いろいろ乗り越えなければならぬところはあると思う。
  - ・ これは一般的にはイメージできないことであり、かと言ってこれを細かく記載することも難しいことである。
- 木村委員
- ・ 意見にあるように、行政だからできるが民間では難しいと言われてしまう。
- 齊藤副会長
- ・ 企業にも率先して行っているところもある。そういう企業をインタビューして取り上げることも良

い。

- 木村委員
- ・ 良い効果、成果を生むことを波及させていくことになるか。
- 男女共同参画課長
- ・ 市役所だから男性も育児休暇が取れるが、民間では無理だとならないよう、男性が育児取得したことで職場や職員等で何かメリットになったことを伝えていきたい。
- 野村委員
- ・ 全体的な意見、感想を含め、今回、所管課名を入れないということであった。であれば男女共同参画課と同じ立場にある課は実際に行うが、行政全体で取り組むということも記載されているが、その進行管理として実施状況の確認はとても大切になる。
  - ・ 審議会で評価すると記載されているが、それにはプランを推進するにあたって男女共同参画課の責任はとても大きいと思う。
  - ・ 同じ立場の課にどう言えるかとか、明確に所管名を記載していないのでなおさらだと思う。
  - ・ 特に困難な問題を抱える女性の部分は、審議会でも今の婦人相談員にどのような相談があったのか、どんな状況かなど、議論の中で出てこなかった。
  - ・ それがないから具体的なものが見えてこなかったことも反省点になると思う。
  - ・ 新たな法律がつけられたことで女性相談支援員へと替わるわけなので、そこを男女共同参画課がどれだけコントロールできるか、女性相談支援員の配置を含めて、どこがどうリーダーシップをとるかはわからないが、プランに記載しています、プランをつくりましたで終わらないように男女共同参画課が取り組んでほしいと感じた。
- 木村委員
- ・ 私も感じていることだが、実施連携の部分がほとんど変化がない。大括りで記載されている。
  - ・ これは記載しても意味がない。第3次プランには具体的に記載がある。
  - ・ 国の行政に居たのでわかるが、他課の協力をもって実施していくことは、所管になってもらう部分を事前に了解を得る必要がある。
- 男女共同参画課長
- ・ 第4次プラン素案の作成にあたり、所管ごとに該当する部分をピックアップし、記載内容等について関係所管には確認している。
  - ・ そして、プランの推進状況を関係所管に照会を行う。
- 木村委員
- ・ 男女共同参画課では把握しているが公開はしていないということだと思う。
  - ・ 所管名を記載されると他人ごとではなくなるので、嫌がるということはわかるが、それくらいの意識をもって行ってほしい。
- 八木橋会長
- ・ 意見を踏まえて検討してもらい、オール八王子という言葉も出てきたいたので、皆さんで責任をもって推進することを、それが伝わるような形で公表できればと思う。
- 八木橋会長
- ・ 本日、皆様からいただいた意見を含め、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」を、市としてまとめていただきたいと思うが、よろしいか。
- (異議なし)
- 八木橋会長
- ・ それでは、本日のご意見を踏まえ、「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」については、市としてまとめていただきたいと思う。よろしく願います。

### 3. その他

- 八木橋会長
- ・ 最後に次第3「その他」である。
  - ・ 「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」に関する今後のスケジュール、並びに、次回の審議会開催予定について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局
- ・ 「男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)」は、本日の審議会における内容を踏まえ、庁内での意思決定を経て3月中に図書館等への配架と共に、ホームページへの掲載を行う。
  - ・ 次に、審議会の開催予定だが、令和5年度(2023年度)で審議してきた「推進計画の策定」につ

いては、本日で終了となる。4月以降については、市長からの新たな諮問に基づき審議をお願いすることとなる。

・令和6年度(2024年度)の開催スケジュールは、会長、副会長と日程調整をした上で、委員の皆様にご連絡をする。

八木橋会長 ・事務局より、次回の開催日程の案内があった。皆様、よろしく願います。

#### 4. 閉会

八木橋会長 ・以上で本日の審議会を終了する。